

■ 事業系一般廃棄物とは


事業所から排出される廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものをいいます。

廃棄物処理法で事業系一般廃棄物と定めるもの

区分	具体例	備考
可燃ごみ	◎感熱紙等、資源化できない紙類 ◎草 ◎生ごみ ◎雑巾・ふきん・ウエス等	中央清掃センターへ搬入 ▶草は1日2tが上限
生ごみ	◎野木町から発生したもの	南部清掃センターへ搬入
可燃系粗大ごみ	◎畳 ◎カーペット	中央清掃センターへ搬入
	◎木製家具	リサイクルセンターへ搬入
資源物	◎新聞 ◎雑誌 ◎書類等、資源化できる紙類 ◎ダンボール ◎衣類、布類 	所在地により各施設へ搬入
剪定枝	◎直径20cm、長さ2mまで (一部対象外の植物があります) 	南部清掃センターへ搬入

原則、産業廃棄物であるが、当組合では事業系一般廃棄物とみなすもの

ただし、事業系一般廃棄物とみなすものは、従業員等の飲食に伴うものと資源化できるものに限りま

区分	具体例	備考
可燃ごみ	【廃プラスチック類】 ◎プラマークのないラップフィルム ◎プラスチック製スプーン・フォーク ◎ストロー 	中央清掃センターへ搬入
不燃ごみ	【金属くず】 ◎缶詰の空き缶、アルミ容器 ◎飲料用のびん缶等の金属製のいた ◎金属製事務机、ロッカー 【ガラスくず・陶磁器くず】 ◎湯呑み、コップ、食器等 	リサイクルセンターへ搬入
不燃系資源物	【金属くず、ガラスくず】 ◎飲料用のびん缶類 【廃プラスチック類】 ◎飲料用ペットボトル 	リサイクルセンターへ搬入 ▶洗って、びん缶とペットに分別してください。 ▶ペットボトルのラベルとキャップは外してください。
プラスチック製容器包装	【廃プラスチック類】 ◎ペットボトルのラベル・キャップ ◎弁当のプラ容器 ◎カップ麺等の容器 	南部清掃センターへ搬入 ▶プラマークのついたプラスチック製容器包装に限りま。 ▶汚れは落としてください。

★コンビニのごみ箱やイトイン等お客様の飲食に伴い発生した資源物(プラ容器・びん・缶・ペットボトル)は分別と洗浄をすれば南部清掃センター及びリサイクルセンターで受入れ可能です。

小山広域保健衛生組合 施設管理課リサイクル推進係 0285-22-8184
小山広域保健衛生組合 リサイクルセンター 0285-39-8844